

立川市第 7 次生涯学習推進計画骨子案について

I 計画の概要

～生涯学習社会を実現するための計画～

- 教育基本法第3条では、「…生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習すること…」を定めている。
- 生涯学習社会の実現に向け、平成4(1992)年度に第 1 次生涯学習推進計画を策定して以来、時代の変化や市民のニーズ等に応じて生涯学習・社会教育を推進してきた。
- 立川市第5次長期総合計画における「文化・スポーツ」分野での政策目的として「文化や学び、スポーツの機会を充実させ、まちの魅力を高めること」を目指し、本計画を策定する。

II 成果と課題

◆第6次生涯学習推進計画では、「いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備」、「市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供」、「地域人材の育成と学習施設の有効活用」を施策目標として掲げ、事業を展開してきた。

- (成果) ●各学習館に設置された Wi-Fi を利用しオンラインを活用した講座を開催した。
●学社一体の取組みとして、学校支援ボランティアや地域学校コーディネーターが児童・生徒を支援し、将来世代の育みにつなげた。
●各学習館と生涯学習コーナーにおいて、生涯学習に関する情報を求めている市民に対し、情報提供することができた。
- (課題) ●地域課題の解決に結びつくような講座として多くの市民が参加することが必要
●講座企画時の世代間交流は深まったが、講座受講者に若年層を呼び込むこと。
●生涯学習の担い手となる人材の不足が顕在化していること。

数値目標	単位	H25 年度 (基準値)	H30 年度 (策定時)	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 (目標値)
学校支援ボランティア派遣校数	校	—	15	18	14	19	19	21	—
生涯学習情報コーナー相談件数	件	482	572	587	679	354	391	700	—
市民交流大学事業の受講者数	人	78,698	84,599	77,067	22,110	35,882	65,775	63,947	86,290
地域学習館及び学習等供用施設の利用者数	人	623,792	614,831	560,715	260,830	329,856	421,390	442,806	633,275

III 次期計画の方向性

(計画期間 令和 7～11 年度)

生涯学習社会実現のため、共通して取り組む 4 つの重点項目

1. 市民の学びがまちづくりにつながるしくみづくり
2. たちかわ市民交流大学とともにつくる共学・協働の学びの推進
3. 学習拠点としての地域学習館の機能の強化
4. デジタル化の推進による学びの多様な展開

IV 次期計画の骨子案

目次	概要
第 1 章 計画の概要 第 1 節 目的 第 2 節 期間 第 3 節 範囲と位置付け 第 4 節 進捗管理 第 5 節 長期総合計画における成果指標 第 6 節 国・都及び関係法令などの動向	○目的、範囲と位置付け、長期総合計画における成果指標等の項目で立川市第 5 次長期総合計画との関連性を示す。 ○PDCA サイクルの観点から外部委員で構成される審議会で年度ごとに進捗管理をしていることを示す。 ○法律の改正や中央教育審議会の答申など生涯学習に関連性のある動向について示す。
第 2 章 立川市の取組と評価 第 1 節 立川市の取組 第 2 節 「生涯学習に関するアンケート」の結果について 第 3 節 第 6 次計画の総括	○第 6 次計画までの方向性や取組について、どのように計画が進捗してきたのかを示す。 ○令和 5 年 10 月に実施した市民アンケートの結果について、グラフ等を用いてまとめたものを示す。 ○第 6 次計画の施策体系を用いてこれまでの取組の評価や課題等を示す。
第 3 章 生涯学習社会の推進に向けて	○生涯学習社会の推進に向けて必要な内容について示す。 ○デジタル社会への対応も含めた社会的包摂がもたらす生涯学習への効果について示す。 ○第 7 次計画と SDGs との関連性について説明し、具体的な目標を挙げながら取組を推進する必要性を示す。 ○第 6 次計画から掲載された「学社一体」の理念について、どのような取組によって推進していくのか方向性を示す。
第 4 章 生涯学習施策の体系	○施策目標、施策の方向、具体化の取組からなる生涯学習施策の体系図を示す。
第 5 章 共通して取り組む重点項目	○すべての施策に対して意識して取り組む必要のある項目について示す。各項目が担う役割や取組内容との関連性について生涯学習社会の推進の視点から示す。
第 6 章 施策目標・施策の方向・具体化の取組	○実践していく方向性を明確にするため施策目標、施策の方向、具体化の取組の順で示す。 ○施策目標や施策の方向では生涯学習を取り巻く環境や現状と課題を踏まえて施策を展開していくための考え方を示す。 ○具体化の取組ではこれまで取り組んできた事業に加え、社会情勢の変化を踏まえた事業など具体的に示す。
資料	○庁内組織である生涯学習推進本部の設置要綱、名簿、諮問機関である生涯学習推進審議会の名簿や条例のほか、他課における生涯学習関連事業や生涯学習関連施設等を示す。